

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月31日
【会社名】	株式会社ピクルスホールディングス(注)1
【英訳名】	PICKLES HOLDINGS CO.,LTD.(注)1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 影山 直司(注)1
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市東住吉7番8号(注)1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社ピクルスコーポレーション 常務取締役経理財務部長 三品 徹
【最寄りの連絡場所】	株式会社ピクルスコーポレーション 埼玉県所沢市東住吉7番8号
【電話番号】	株式会社ピクルスコーポレーション 04(2925)7700(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社ピクルスコーポレーション 常務取締役経理財務部長 三品 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	13,971,721,264円(注)2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注)1 本届出書提出日現在において、株式会社ピクルスホールディングス(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2022年9月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ピクルスコーポレーション(以下「ピクルスコーポレーション」といいます。)の2022年2月28日現在における株主資本の額(簿価)を記載していません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年5月26日に開催されたピクルスコーポレーションの第46期定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、ピクルスコーポレーションが2022年5月26日で関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと並びにピクルスコーポレーションが2022年5月31日で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、ピクルスコーポレーションの定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
 - 1 株式移転計画の内容の概要
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
 - 1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第2 統合財務情報

3 組織再編成対象会社

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等
- 5 研究開発活動

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (4) 役員の報酬等

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	12,858,430株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1 普通株式は、2022年4月13日に開催されたビックルスコーポレーションの取締役会決議（株式移転計画の承認及び定時株主総会への付議）及び2022年5月26日開催予定のビックルスコーポレーションの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

2～4 省略

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	12,858,430株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4

(注) 1 普通株式は、2022年4月13日に開催されたビックルスコーポレーションの取締役会決議（株式移転計画の承認及び定時株主総会への付議）及び2022年5月26日に開催されたビックルスコーポレーションの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

2～4 省略

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
(訂正前)

<前略>

(注) 1 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。

- 2 (株)ピクルスコーポレーション関西については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	6,499百万円
	経常利益	385
	当期純利益	246
	純資産額	1,015
	総資産額	1,828

- 3 (株)フードレーベルセールスについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	5,495百万円
	経常利益	368
	当期純利益	249
	純資産額	2,189
	総資産額	2,864

- 4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

- 5 その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 1 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。

- 2 (株)ピクルスコーポレーション関西については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	6,499百万円
	経常利益	385
	当期純利益	246
	純資産額	1,015
	総資産額	1,828

- 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

- 4 その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。

<後略>

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

1．株式移転計画の内容の概要

（訂正前）

ピクルスコーポレーションは、同社の定時株主総会による承認を条件として、2022年9月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ピクルスコーポレーションを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2022年4月13日開催のピクルスコーポレーションの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるピクルスコーポレーションの株主に対し、その保有するピクルスコーポレーションの普通株式1株につき、当社の普通株式1株を割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2022年5月26日開催予定のピクルスコーポレーションの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（訂正後）

ピクルスコーポレーションは、同社の定時株主総会による承認を条件として、2022年9月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ピクルスコーポレーションを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2022年4月13日開催のピクルスコーポレーションの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるピクルスコーポレーションの株主に対し、その保有するピクルスコーポレーションの普通株式1株につき、当社の普通株式1株を割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2022年5月26日に開催されたピクルスコーポレーションの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

ピクルスコーポレーションの株主が、その保有するピクルスコーポレーションの普通株式につき、ピクルスコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年5月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピクルスコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピクルスコーポレーションが、上記定時株主総会の決議の日（2022年5月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ピクルスコーポレーションの株主による議決権の行使の方法としては、2022年5月26日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、ピクルスコーポレーションの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、ピクルスコーポレーションに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ピクルスコーポレーションに2022年5月25日午後6時00分までに到達するように返送することが必要となります。

< 後略 >

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

ピクルスコーポレーションの株主が、その保有するピクルスコーポレーションの普通株式につき、ピクルスコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年5月26日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピクルスコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピクルスコーポレーションが、上記定時株主総会の決議の日（2022年5月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ピクルスコーポレーションの株主による議決権の行使の方法としては、2022年5月26日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、ピクルスコーポレーションの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、ピクルスコーポレーションに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ピクルスコーポレーションに2022年5月25日午後6時00分までに到達するように返送することが必要となります。

< 後略 >

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ピクルスコーポレーションは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、ピクルスコーポレーションの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ピクルスコーポレーションの本店において2022年5月10日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2022年4月13日開催のピクルスコーポレーションの取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。は、ピクルスコーポレーションの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ピクルスコーポレーションの営業時間内にピクルスコーポレーションの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2022年2月28日（月）
株式移転計画承認取締役会	2022年4月13日（水）
株式移転計画承認定時株主総会	2022年5月26日（木）（予定）
ピクルスコーポレーション株式上場廃止日	2022年8月30日（火）（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	2022年9月1日（木）（予定）
当社株式上場日	2022年9月1日（木）（予定）

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

ピクルスコーポレーションの株主が、その所有するピクルスコーポレーションの普通株式につき、ピクルスコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年5月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピクルスコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピクルスコーポレーションが、上記定時株主総会の決議の日（2022年5月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

< 後略 >

（訂正後）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ピクルスコーポレーションは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、ピクルスコーポレーションの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ピクルスコーポレーションの本店において2022年5月10日よりそれぞれ備え置いております。

は、2022年4月13日開催のピクルスコーポレーションの取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。は、ピクルスコーポレーションの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ピクルスコーポレーションの営業時間内にピクルスコーポレーションの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2022年2月28日（月）
株式移転計画承認取締役会	2022年4月13日（水）
株式移転計画承認定時株主総会	2022年5月26日（木）
ピクルスコーポレーション株式上場廃止日	2022年8月30日（火）（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	2022年9月1日（木）（予定）
当社株式上場日	2022年9月1日（木）（予定）

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

ピクルスコーポレーションの株主が、その所有するピクルスコーポレーションの普通株式につき、ピクルスコーポレーションに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年5月26日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をピクルスコーポレーションに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ピクルスコーポレーションが、上記定時株主総会の決議の日（2022年5月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて、社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

< 後略 >

第2【統合財務情報】

(訂正前)

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるビクルスコポーレーションの最近連結会計年度の主要な経営指標等については、以下のとおりであります。ただし、ビクルスコポーレーションの経営指標等のうち第46期について有価証券報告書の提出前であり金融商品取引法上の監査証明を受けておりません。

ビクルスコポーレーションの主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		第42期	第43期	第44期	第45期	第46期 (参考)
決算年月		2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上高	(百万円)	37,616	40,670	41,417	46,020	45,006
経常利益	(百万円)	1,233	1,561	1,973	2,829	3,068
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	872	920	1,290	1,832	2,128
包括利益	(百万円)	883	907	1,253	1,856	2,164
純資産額	(百万円)	11,129	11,904	13,016	14,728	16,757
総資産額	(百万円)	21,123	22,132	24,271	25,949	26,091
1株当たり純資産額	(円)	866.53	924.94	1,008.90	1,137.69	1,288.57
1株当たり当期純利益	(円)	72.40	71.94	100.83	142.96	165.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	72.01	71.42	99.79	141.66	163.64
自己資本比率	(%)	52.5	53.5	53.2	56.4	63.5
自己資本利益率	(%)	8.6	8.0	10.4	13.3	13.7
株価収益率	(倍)	12.69	13.23	10.51	11.80	9.12
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,685	1,577	2,303	3,047	3,521
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	933	2,630	1,777	1,312	712
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	241	81	52	607	1,212
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	3,806	2,835	3,309	4,437	6,034
従業員数	(人)	377	399	418	438	454
(外、平均臨時雇用者数)		(775)	(910)	(993)	(1,065)	(1,136)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第44期の期首から適用しており、第43期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3 2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を計算しております。

4 第46期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しておりません。

(訂正後)

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるビックルスコーポレーションの最近連結会計年度の主要な経営指標等については、以下のとおりであります。

ビックルスコーポレーションの主要な経営指標等の推移
連結経営指標等の推移

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	2018年2月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月
売上高 (百万円)	37,616	40,670	41,417	46,020	45,006
経常利益 (百万円)	1,233	1,561	1,973	2,829	3,068
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	872	920	1,290	1,832	2,128
包括利益 (百万円)	883	907	1,253	1,856	2,164
純資産額 (百万円)	11,129	11,904	13,016	14,728	16,757
総資産額 (百万円)	21,123	22,132	24,271	25,949	26,091
1株当たり純資産額 (円)	866.53	924.94	1,008.90	1,137.69	1,288.57
1株当たり当期純利益 (円)	72.40	71.94	100.83	142.96	165.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	72.01	71.42	99.79	141.66	163.64
自己資本比率 (%)	52.5	53.5	53.2	56.4	63.5
自己資本利益率 (%)	8.6	8.0	10.4	13.3	13.7
株価収益率 (倍)	12.69	13.23	10.51	11.80	9.12
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,685	1,577	2,303	3,047	3,521
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	933	2,630	1,777	1,312	712
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	241	81	52	607	1,212
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,806	2,835	3,309	4,437	6,034
従業員数 (人)	377	399	418	438	454
(外、平均臨時雇用者数)	(775)	(910)	(993)	(1,065)	(1,136)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第44期の期首から適用しており、第43期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3 2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を計算しております。

4 第46期の連結財務諸表については、2022年5月26日付で金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく「監査報告書」を受領しております。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

2022年4月13日 ピクルスコーポレーションの取締役会において、株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議いたしました。

2022年5月26日（予定） ピクルスコーポレーションは、同社の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ピクルスコーポレーションがその完全子会社となることについて決議する予定であります。

2022年9月1日（予定） ピクルスコーポレーションが単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの沿革につきましては、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）をご参照ください。

（訂正後）

2022年4月13日 ピクルスコーポレーションの取締役会において、株主総会の承認を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議いたしました。

2022年5月26日 ピクルスコーポレーションは、同社の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ピクルスコーポレーションがその完全子会社となることについて決議いたしました。

2022年9月1日（予定） ピクルスコーポレーションが単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの沿革につきましては、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）及び四半期報告書（2021年7月15日、2021年10月15日、2022年1月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）及び四半期報告書（2021年7月15日、2021年10月15日、2022年1月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営上の重要な契約等については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）及び四半期報告書（2021年7月15日、2021年10月15日、2022年1月14日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経営上の重要な契約等については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピククルスコーポレーション及びグループ各社の研究開発活動については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）及び四半期報告書（2021年7月15日、2021年10月15日、2022年1月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピククルスコーポレーション及びグループ各社の研究開発活動については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

- (1) 当社の状況
省略

- (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの設備投資等の概要については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- (1) 当社の状況
省略

- (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの設備投資等の概要については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

- (1) 当社の状況
省略

- (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの主要な設備の状況については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- (1) 当社の状況
省略

- (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの主要な設備の状況については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

- (1) 当社の状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの設備の新設、除却等の計画については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- (1) 当社の状況
当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるピククルスコーポレーションの設備の新設、除却等の計画については、ピククルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（訂正前）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2022年9月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションのコーポレート・ガバナンスの状況については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2021年5月28日提出）をご参照ください。

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関し、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社が新設会社であるため、未定であります。

< 中略 >

（4）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、ピクルスコーポレーションに準じ、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については、取締役については取締役会にて決定し、監査役については、監査役の協議により決定するものとする予定であります。

当社の役員の報酬等は、基本報酬、賞与及びストックオプションで構成される予定であります。

なお、当社の設立の日から2023年2月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、2022年5月26日開催予定のピクルスコーポレーションの定時株主総会にて承認される前提で、取締役については年額250万円以内とし、監査役については年額60万円以内とする予定であります。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2022年9月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションのコーポレート・ガバナンスの状況については、ピクルスコーポレーションの有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関し、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社が新設会社であるため、未定であります。

< 中略 >

（4）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、ピクルスコーポレーションに準じ、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については、取締役については取締役会にて決定し、監査役については、監査役の協議により決定するものとする予定であります。

当社の役員の報酬等は、基本報酬、賞与及びストックオプションで構成される予定であります。

なお、当社の設立の日から2023年2月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、2022年5月26日に開催されたピクルスコーポレーションの定時株主総会にて承認され、取締役については年額250万円以内とし、監査役については年額60万円以内となります。

< 後略 >

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2021年5月28日提出）及び四半期報告書（2021年7月15日、2021年10月15日、2022年1月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるピクルスコーポレーションの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2022年5月26日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】**第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】****(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】**

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】事業年度 第45期（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日） 2021年5月28日関東財務局長に提出**【四半期報告書又は半期報告書】**事業年度 第46期第1四半期（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日） 2021年7月15日関東財務局長に提出事業年度 第46期第2四半期（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日） 2021年10月15日関東財務局長に提出事業年度 第46期第3四半期（自 2021年9月1日 至 2021年11月30日） 2022年1月14日関東財務局長に提出**【臨時報告書】**

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2022年5月9日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2021年6月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

2021年6月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2022年4月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書

2022年4月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年4月13日関東財務局長に提出**【訂正報告書】**訂正報告書（上記の2021年6月29日提出の臨時報告書の訂正報告書）2021年7月26日関東財務局長に提出

（訂正後）

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第46期（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日） 2022年5月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2022年5月31日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年5月31日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。